

鬼北町特定地域生活排水処理事業経営戦略

令和4年3月

鬼北町 環境保全課

目次

1	経営戦略策定の経緯及びその趣旨	1
2	経営戦略の基本的な考え方	1
3	事業の現況	
	(1) 人口と水洗化率	2
	(2) 特定地域生活排水処理施設	2
	(3) 災害・危機管理対策	2
	(4) 特定地域生活排水処理事業の経営	2
4	人口動態と事業環境	
	(1) 過去から現在までの状況	4
	(2) 将来の事業環境	4
5	投資・財政計画	5
6	今後の取組方針	
	(1) 支出の抑制	6
	(2) 企業経営体制の確立と経営の可視化	6
	(3) 安定した汚水処理機能の確保	6
	(4) 効率的な組織体制の構築	6
	(5) 事後検証・更新等	6

団体名 : 鬼北町
 公営企業法 : 非適用 (令和 5 年 4 月 1 日一部法適用予定)
 事業名 : 特定地域生活排水処理事業経営戦略
 策定年月 : 平成 29 年 1 月
 改定年月 : 令和 4 年 3 月
 計画期間 : 令和 4 年度～令和 13 年度

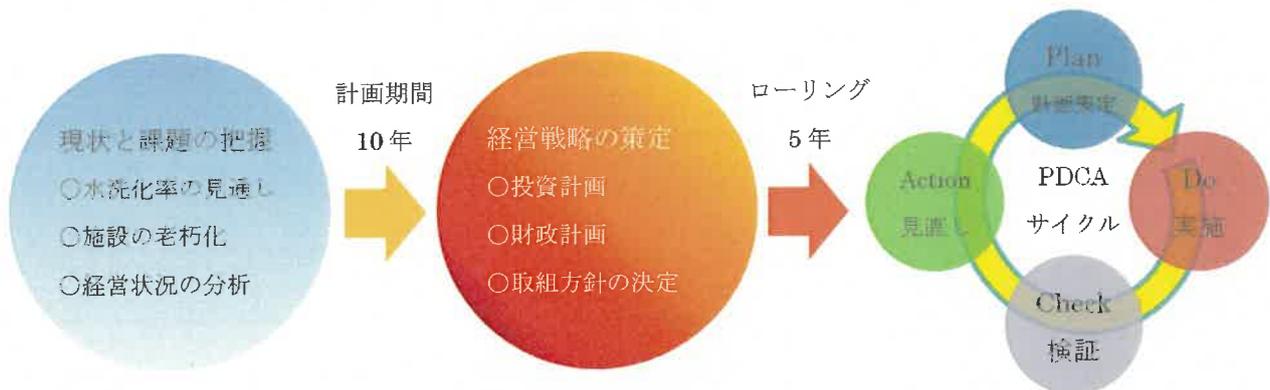
1 経営戦略策定の経緯及びその趣旨

鬼北町では、下水道（公共浄化槽）サービスの提供に必要な施設の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少に伴う料金収入の減少等により特定地域生活排水処理事業をめぐる経営環境は年々厳しさを増しています。

このような中、平成 29 年 1 月に「鬼北町特定地域生活排水処理事業経営戦略」を策定し、特定地域生活排水処理事業が将来にわたって住民生活に必要な下水道サービスを安定的に継続するための取り組みを実施してきました。

鬼北町では、令和 5 年度に公営企業会計に移行予定であります。より詳細な経営戦略については、公営企業会計移行後に改定するものとして、今回は、前回の改定から状態乖離の修正に重点を置き経営戦略を改定します。

2 経営戦略の基本的な考え方



○計画期間

計画期間は、中長期的な視点で令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）の 10 年間に設定しています。

○収支均衡

財政計画（投資計画・財政計画等）は、将来予定している事業を見込んだ上で収益的収支における純利益が黒字になるように計画しています。

3 事業の現況

(1)人口と水洗化率

当町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和3年度末9,610人から令和12年度末には8,039人となる見込みです。

令和2年度末における特定地域生活排水処理事業での汚水処理人口は1,392人で、汚水処理人口普及率は14.94%、個人で設置したものを含めると38.97%となっております。

農業集落排水事業の区域内処理人口も加えると町内の汚水処理人口普及率は60.94%となっております。

(2)特定地域生活排水処理施設

当町の事業は、平成15年度に旧日吉村、平成16年度に旧広見町で事業を開始し、町が実施主体となり住宅等への合併処理浄化槽を整備してきました。平成28年度までに下水道区域及び農業集落排水区域の一部が廃止となり、特定地域生活排水処理区域に統合され、事業エリアの拡大を行っています。

現在の整備済みの合併処理浄化槽（町設置型）は令和3年度末見込みで656基です。内訳として、人槽別では5人槽384基、7人槽216基、10人槽53基、14人槽2基、18人槽1基となっており、地区別では近永地区195基、好藤地区82基、愛治地区96基、泉地区52基、三島地区76基、日吉地区155基となっております。

過去5年間の設置基数は平成28年度27基、平成29年度29基、平成30年度27基、令和元年度26基、令和2年度21基で、令和3年度は22基の整備を見込んでいます。

(3)災害・危機管理対策

災害が発生した場合は、被災した施設の特定を行い、応急対策を実施する必要があります。そのため、当町では災害に対する予防及び復旧を含めた事業継続計画(BCP)を策定し、危機管理体制の確立を進めています。

(4)特定地域生活排水処理事業の経営

使用料は、設置している浄化槽を使用している人数によって定めています。(次表参照)

使用料の料金体系（1月当たりの使用料）

一般家庭使用料体系の概要・考え方	世帯割の1,980円と世帯人数×660円の合計		
その他の使用料体系の概要・考え方	集会所は定額1,980円		
条例上の使用料※1 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,860円	実質的な使用料※2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載
	令和元年	3,860円(9月まで)	
	令和2年度	3,960円(10月以降)	
	平成30年度	1,761円	
	令和元年度	1,787円	
	令和2年度	1,818円	

組織

職員数	3名	浄化槽事業に関する業務は1名で実施	
事業運営組織等	鬼北町環境保全課 環境衛生係		
	農業集落排水事業特別会計 1名	公共浄化槽等整備推進事業特別会計 1名	その他 1名

民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託（包括的民間委託を含む）	維持管理（8地区）を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在のところ予定はありません。
	ウ PPP/PFI※3	現在のところ予定はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）※4	現在のところ予定はありません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）※5	個人の宅地内に浄化槽を町が設置しているため、該当しません。

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡当りの使用料をいう。

※2 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみではなく業務用を含む）をいう。

※3 「PPP/PFI」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し行う新しい手法です。

※4 「エネルギー利用」とは、下水道汚泥、下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入につながる取り組みを指す。

※5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取り組みを指す（単純な売却は除く）。

4 人口動態と事業環境

(1)過去から現在までの状況

鬼北町内の総人口、世帯数及び1世帯あたりの人数は下記のとおり推移しています。

総人口は減少傾向が続いており、世帯数については、1980年から2005年の国勢調査まで横ばいあるいは増加し、2010年以降減少しています。1世帯あたりの人数が減少していることから、核家族化や、単身世帯の増加により世帯数が増加したものの、その後の人口の減少とともに世帯数も減少しているものと考えられます。

年	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
総人口	15,602人	14,970人	14,174人	13,706人	13,080人	12,432人	11,633人	10,705人	9,682人
世帯数	4,649戸	4,633戸	4,624戸	4,735戸	4,908戸	4,941戸	4,801戸	4,614戸	4,346戸
1世帯あたりの人数	3.36人	3.32人	3.07人	2.89人	2.67人	2.52人	2.42人	2.32人	2.23人

(2)将来の事業環境

使用人数と料金収入の予測について

特定地域生活排水処理事業で浄化槽を整備した地域において、使用人数と使用料金の予測を実施しました。

使用人数は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口の推定値及び、新たに設置される浄化槽使用者の増加を考慮して予測しています。

使用料は、現在の料金体系で、使用人数及び世帯数が増えるものとして予測しています。



○有収水量について

有収水量の予測については、使用人数が増えれば同様に増加するものと思われます。現在の使用人数による料金体系では有収水量の予測は使用料の算定に影響はありませんが、上水道事業と統合し料金体系を上水道の使用料に応じて徴収する従量方式に変更することを検討する際には、有収水量の将来的な見通しも含めて検討していく必要があります。

○施設の見通し

令和3年度から令和7年度まで毎年33基の合併処理浄化槽の整備を計画しています。以後の計画も汚水処理人口未普及の解消となるよう毎年33基前後の設置を目指していきます。

○組織の見通し

職員数	2名	浄化槽事業に関する業務は1名で実施
事業運営組織等	鬼北町下水道事業	
	農業集落排水部門 1名	公共浄化槽部門 1名

5 投資・財政計画

(単位:千円,%)

区分	年度	R1年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 決算見込	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益的収入	1 総 収 益 (A)	33,881	35,198	37,707	42,137	38,748	33,578	41,033	42,225	43,128	44,038	45,104	46,386	46,553
	(1) 営 業 収 益 (B)	23,853	24,654	25,608	27,116	27,583	28,257	29,342	30,811	31,485	33,054	33,629	35,198	35,773
	ア 料 金 収 入 (C)	23,361	24,434	25,316	26,824	27,291	27,965	29,050	30,619	31,183	32,762	33,337	34,906	35,481
	イ 受 託 工 事 収 益 (D)													
	ウ その他(消費税等付金)	492	220	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292
	(2) 営 業 外 収 益 (E)	10,128	10,544	12,099	15,021	11,165	11,321	11,691	11,314	11,643	10,984	11,475	10,188	10,780
	イ そ の 他 (F)	10,128	9,644	9,699	9,221	10,555	11,321	11,691	11,314	11,643	10,984	11,475	10,188	10,780
	イ そ の 他 (G)		900	2,400	5,800	600								
	2 経 費 用 (H)	27,393	28,424	29,719	34,431	31,019	31,001	32,201	33,403	34,602	35,801	36,997	38,193	39,385
	(1) 営 業 費 用 (I)	26,878	26,984	28,333	33,088	29,753	29,814	31,097	32,390	33,663	34,946	36,229	37,512	38,795
ア 雇 員 給 与 費 (J)														
イ そ の 他 (K)	25,878	26,984	28,333	33,088	29,753	29,814	31,097	32,390	33,663	34,946	36,229	37,512	38,795	
(2) 営 業 外 費 用 (L)	1,511	1,440	1,380	1,343	1,266	1,187	1,104	1,033	939	855	768	681	591	
ア 支 払 利 息 (M)	1,511	1,440	1,380	1,343	1,266	1,187	1,104	1,033	939	855	768	681	591	
イ そ の 他 (N)	1,511	1,440	1,380	1,343	1,266	1,187	1,104	1,033	939	855	768	681	591	
3 収 支 差 引 (A)-(H) (O)	6,532	6,774	7,988	7,706	7,729	8,577	8,832	8,822	8,526	8,237	8,107	7,193	7,167	
1 資 本 的 収 入 (P)	28,133	21,433	24,243	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	
(1) 地 方 債 借 入 (Q)	11,000	7,700	8,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	
イ ち 資 本 費 平 準 化 債 (R)	4,686	5,106	5,189	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	
(2) 地 方 債 借 入 (S)														
イ そ の 他 (T)														
(3) 他 会 計 借 入 金 (U)														
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 (V)														
(5) 国 (都道府県) 補助金 (W)	3,764	6,888	7,817	12,224	12,224	12,224	12,224	12,224	12,224	12,224	12,224	12,224	12,224	
(6) 工 事 費 担 当 金 (X)	2,683	1,739	2,437	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	
(7) そ の 他 (Y)														
2 資 本 的 支 出 (Z)	34,741	28,180	32,229	42,306	42,356	43,190	43,446	43,435	43,139	42,850	42,720	41,806	41,780	
(1) 建 設 費 (AA)	28,133	21,433	24,243	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	34,613	
イ ち 雇 員 給 与 費 (AB)	4,041	4,539	4,638	5,661	5,661	5,661	5,661	5,661	5,661	5,661	5,661	5,661	5,661	
(2) 地 方 債 借 入 金 償 還 金 (AC)	6,608	6,747	7,986	7,692	7,743	8,577	8,832	8,822	8,526	8,237	8,107	7,193	7,167	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金 (AD)	0	0												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 (AE)														
(5) そ の 他 (AF)														
3 収 支 差 引 (P)-(Z) (G)	△ 6,608	△ 6,747	△ 7,986	△ 7,692	△ 7,743	△ 8,577	△ 8,832	△ 8,822	△ 8,526	△ 8,237	△ 8,107	△ 7,193	△ 7,167	
収 支 再 差 引 (G)-(O) (H)	△ 16	27	2	14	△ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 (I)														
前 年 度 からの 繰 越 金 (J)	17	1	28	30	44	30	30	30	30	30	30	30	30	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (K)														
形 式 収 支 (J)-(K)-(L)-(M) (N)	1	28	30	44	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
翌 年 度 へ の 繰 越 金 (O)	1	28	30	44	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
実 質 収 支 差 引 (N)-(O) (P)	1	28	30	44	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
赤 字 比 率 ((P)/(O)) × 100 (Q)														
収 益 的 収 支 比 率 ((A)/(H)) × 100 (R)	99.95	100.08	100.12	100.03	99.96	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
地 方 財 政 法 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 買 入 金 の 平 均 額 (S)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (T)	23,853	24,654	25,608	27,116	27,583	28,257	29,342	30,811	31,485	33,054	33,629	35,198	35,773	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 (R)/(S) × 100 (U)														
健全化法施行令第16条により算定した資産の不足額 (V)														
健全化法施行規則第6条に規定する償還可能資金不足額 (W)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (V)/(W) × 100 (Y)														
地 方 債 借 入 金 平 均 高 (Z)	127,799	127,800	131,013	138,464	145,787	152,196	158,269	164,269	170,433	176,800	183,361	190,649	197,874	

○他会計繰入金

区分	年度	R1年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 決算見込	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益的収支分		2,008	2,897	1,713	1,529	2,822	2,744	2,859	2,482	3,117	2,747	3,368	2,895	3,613
うち 基準内繰入金		2,008	2,897	1,713	1,529	2,822	2,744	2,859	2,482	3,117	2,747	3,368	2,895	3,613
うち 基準外繰入金														
資本的収支分		12,805	11,853	13,175	13,421	13,472	14,306	14,561	14,551	14,255	13,966	13,836	12,922	12,896
うち 基準内繰入金		8,119	6,747	7,886	7,692	7,743	8,577	8,832	8,822	8,526	8,237	8,107	7,193	7,167
うち 基準外繰入金		4,686	5,106	5,189	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729	5,729
合 計		14,814	14,750	14,888	14,950	16,294	17,060	17,420	17,033	17,372	16,713	17,204	15,817	16,509

6 今後の取組方針

(1)支出の抑制

浄化槽の点検業務や清掃義務については、コンプライアンスを遵守したうえで、サービス水準を維持しつつもコストダウンが可能な経費について積極的に節減に努めます。また、経年による浄化槽（ブローア・放流ポンプを含む）修繕費用増加は避けられないと見ていますが、適正な維持管理と早期の対応により、修繕費の増加を極力抑えていきます。

(2)企業経営体制の確立と経営の可視化

事業を安定的かつ継続的に進めるため、令和5年度に公営企業会計に移行する予定としております。また、使用者の方々の視点に立ち、経営の透明性を確保するため、町ホームページ等を活用した、わかりやすい情報発信を心がけ、「特定地域生活排水処理事業の見える化」を進めます。

(3)安定した汚水処理機能の確保

安定した汚水処理機能の確保を実現するため、毎年度、計画的な点検・修繕を実施します。

(4)効率的な組織体制の構築

将来的に下水道事業と上水道事業の組織統合を図ることで、双方の効率的な事業経営を目指します。なお、組織統合により経理・料金収納等における共通事務の処理効率が高まることや、受付窓口の一元化によって迅速かつ利便性が高いサービスの提供が可能となり町民サービスの向上が期待されます。

(5)事後検証・更新等

計画の策定で終わりではなく、毎年度の進捗状況（モニタリング）を行うとともに、5年ごとに見直し（ローリング）を実施することでPDCAサイクルを働かせます。